

白糠町子育て支援住宅整備事業
(第2工区)
募集要項

令和7年11月
白糠町

目次

第1	募集要項の位置づけ	1
第2	本事業に関する事項	1
1	事業名	1
2	事業に供される公共施設の種類及び位置づけ	1
3	公共施設の管理者の名称	1
4	事業目的	1
5	事業の対象地	1
6	事業範囲	1
7	事業方式	2
8	事業期間	2
9	契約の形態	2
10	事業スケジュール（予定）	2
11	遵守すべき法令等	3
第3	応募者の備えるべき参加資格要件	5
1	応募者の構成等	5
2	応募者の参加資格要件	6
3	参加資格基準日	7
第4	受託事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	受託事業者の募集及び選定	8
2	募集及び選定スケジュール	8
3	応募手続き等	8
4	応募に関する留意事項	10
5	提案価格の上限	11
第5	事業者選定に関する事項	12
1	受託事業者の選定	12
2	選定委員会の設置	12
3	審査手順に関する事項	12
4	受託事業者を選定しない場合	12
5	審査結果及び評価の公表方法	12
第6	提案に関する条件	13
1	事業概要	13
2	各業務の提案に関する条件	13
3	保険	13
4	町と受託事業者の責任分担	13
第7	契約に関する事項	14
1	契約手続き	14
2	契約の枠組み	14
3	契約保証金	14
4	受託事業者の事業契約上の地位	14
第8	事業実施に関する事項	15
1	町による事業の実施状況の確認（モニタリング）	15
2	支払手続き	15
第9	その他	16
1	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
2	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	16
3	法制上及び税制上の措置等に関する事項	16
4	問合せ先	16

第1 募集要項の位置づけ

白糠町子育て支援住宅整備事業（第2工区）募集要項（以下「募集要項」という。）は、白糠町（以下「町」という。）が、白糠町子育て支援住宅整備事業（第2工区）（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するため、本事業への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）を対象に配布するものである。

第2 本事業に関する事項

1 事業名

白糠町子育て支援住宅整備事業（第2工区）

2 事業に供される公共施設の種類及び位置づけ

(1) 事業に供される公共施設の種類

子育て支援住宅

(2) 施設の位置づけ

「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に定める公の施設として位置づける。

3 公共施設の管理者の名称

白糠町長 棚野 孝夫

4 事業目的

白糠町では、重要課題である「人口減少問題」、「少子化問題」の対策として「子育て応援日本一のまち」を掲げ、子育て支援の充実を目的とした様々な施策を講じてきたところである。

本事業では、これまで本町が目指す「まちづくり」に共感しながらも、移住を決断できずにいる一定所得を超える子育て世帯を対象とした子育て世帯専用の賃貸住宅を整備することにより、本町の住宅施策を総合的に推進し、若年世帯の移住・定住の促進、子育て支援の更なる充実を図ることを目的とする。

事業目的の達成にあたっては、民間事業者のノウハウ及び事業提案を活用することで、効果的かつ効率的な事業推進を図るものとする。

5 事業の対象地

本事業の対象地は、次のとおりである。（別添1「付近見取り図」参照）

項目	内容
所在地	白糠町西5条北1丁目1番地1
敷地面積	約1,081㎡
所有者	白糠町
法規制	都市計画区域 第一種中高層住居専用地域
建蔽率/容積率	60%/150%
周辺インフラ	道 路/西側：町道31公住1号通りに接道 東側：町道31学園通りに接道 上水道/接続可 下水道/なし 電気・電話/引込可
その他	排水桝、照明灯などの配置を含む詳細は別添2、別添3参照。

6 事業範囲

本事業を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）は、以下の業務を行う。

(1) 子育て支援住宅の整備

- ア 子育て支援住宅に関する調査、設計業務及び建設工事（建築工事・外構工事）
- イ 工事監理業務
- ウ 建設現場の施工管理及び近隣対応
- エ 子育て支援住宅に関する各種申請業務

7 事業方式

本事業は、施設整備に係る資金調達は町が行い、受託事業者が設計・建設業務等を行う方式「DB (Design Build) 方式」により実施する。

8 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和8年12月25日までとする。

9 契約の形態

町は、受託事業者との間で本事業の実施に係る協議が成立した場合は、基本協定を締結する。基本協定の締結後、各業務の契約内容に関する協議が成立した場合、次の契約等を締結する。ただし、建設工事請負契約については、仮契約を締結後、白糠町議会（以下、「町議会」という。）で議決されたときに本契約になるものとする。

当該議案が、町議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

- ア 設計等委託業務契約
- イ 建設工事請負契約
- ウ 工事監理委託業務契約

10 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

事項	時期
受託事業者の決定	令和8年1月下旬
基本協定の締結	令和8年2月上旬
設計等委託業務契約の締結	令和8年2月上旬
建設工事請負仮契約の締結	令和8年3月下旬
建設工事請負契約の締結	令和8年4月下旬
工事監理委託業務の締結	令和8年4月下旬
引き渡し	令和8年12月下旬

1 1 遵守すべき法令等

受託事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守するとともに、各種指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、本事業の実施に関して遵守すべき主な関係法令、条例、基準等は以下のとおりである。

法令・条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号） ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号） ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号） ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号） ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号） ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号） ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号） ・ 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号） ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号） ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号） ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号） ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号） ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号） ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号） ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号） ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号） ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号） ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） ・ 北海道福祉のまちづくり条例（平成 9 年 10 月 23 日北海道条例第 65 号） ・ 北海道建築基準法施行条例（昭和 35 年 7 月 30 日北海道条例第 33 号） ・ 北海道温暖化防止条例（平成 21 年 3 月 31 日北海道条例第 57 号） ・ 白糠町個人情報保護条例（平成 18 年 3 月 22 日白糠町条例第 4 号） ・ 白糠町情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日白糠町条例第 57 号）
各種基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書 ・ 公共建築工事積算基準 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ・ 建築構造設計基準、建築構造設計基準の資料 ・ 建築工事標準詳細図

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 公共建築数量積算基準・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）・ 建築設備設計基準及び同解説・ 建築設備耐震設計・施工指針・ 公共建築設備数量積算基準・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・ 白糠町地域材利用推進方針・ 子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）・ 新築住宅の住宅性能表示制度かんたんガイド・ 北海道 UD ガイドブック（指針解説編）・ 北海道 UD 公営住宅整備指針・ 北方型住宅技術解説書 |
|--|

第3 応募者の備えるべき参加資格要件

1 応募者の構成等

応募者は、以下に掲げる要件を満たすこととする。

なお、同一の応募者が第1工区、第2工区両方の公募に参加することも可能とする。

ア 応募者の構成は、募集要項第2の6に掲げる業務を実施することを予定する単独企業体、または複数企業によって構成されるグループであること。

なお、グループで参加する場合は特定建設工事共同企業体を結成するものとし、共同企業体の結成に当たっては、別添4「白糠町建設工事共同企業体要綱」によること。

イ 特定建設工事共同企業体の施工方式は甲型（共同施工方式）、乙型（分担施工方式）のいずれとしても良いが、甲型の場合の代表企業は「第3 2（3）施工事業者の要件」を満たすものとする。また、乙型の場合は設計事業者が「第3 2（2）設計事業者の要件」、施工事業者が「第3 2（3）施工事業者の要件」を満たすものとする。

ウ 複数企業のグループで応募する場合は、応募者を構成する事業者の中から代表事業者を定め、当該代表事業者が応募手続を行うこと。

エ 複数企業のグループで応募する場合は、応募に当たり、応募者を構成する事業者それぞれが、第2の6に掲げる業務のうち、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。

なお、一事業者が複数の業務等を兼ねて実施すること、又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の事業者の間で分担することは差し支えない。

オ 応募者を構成する事業者の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、提案書の提出期限までに、応募者を構成する事業者を変更せざるを得ない事情が生じた場合であって、町が認めたときはこの限りでない。

カ 応募者を構成する事業者のいずれかが、他の応募者を構成する事業者ではないこと。

キ 本事業に参加しようとする者の間に次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がないこと（資本関係又は人的関係にある者全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、これらの関係がある場合において、辞退する者を決めることを目的として当事者間で連絡を取るとは、公正な入札の確保に関する規定に抵触するものではない。

a 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ・ 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

b 人的関係

次のいずれかに該当する場合。

- ・ 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。ただし、一方の会社が更生会社等であるときを除く。
- ・ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

- c その他適正な入札が阻害されると認められる場合。
- ・ a 又は b と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 応募者の参加資格要件

(1) 共通要件

- ア 応募者のうち、施工を行うものは町内に主たる営業所（建設業許可申請書別表又は別紙二（２）（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号別表又は別紙二（２））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。）を有していること。
- イ 応募者は、白糠町による「令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿」に登録されている事業者であること。
- ウ 上記のほか、応募者は以下の事項を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 白糠町建設工事等業者選定及び指名停止等に関する規程（平成 9 年 1 月 6 日訓令第 1 号）第 22 条に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
 - (ウ) 白糠町暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けていない者であること。
 - (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (オ) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
 - (カ) 町内に本支店等を有する企業においては、最近 1 年間、法人税、消費税及び地方消費税、すべての町税（法人町民税、固定資産税、軽自動車税）、上下水道料金を滞納していない者であること（ただし、上下水道料金の分納誓約書を水道部水道課に提出している場合はこの限りでない）。
 - 町内に本支店等を有しない企業においては、最近 1 年間、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(2) 設計事業者の要件

応募者のうち、設計等業務を実施する者は、以下の事項を満たすこと。

- ア 白糠町による「令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿（建築設計）」に登録されている二級建築士以上の事務所であること。
- イ 工事監理者を配置できること。
- ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。
- エ 過去 10 年間に於いて、次に掲げる設計業務を元請けとして履行した実績（業務が完成し、引渡し済みのものに限る。）を有すること。
 - (ア) 北海道内における公共住宅または民間住宅の基本設計及び実施設計の実績を有していること。

(3) 施工事業者の要件

応募者のうち、施工業務を実施する者は、以下の事項を満たすこと。

- ア 町内に主たる営業所（建設業許可申請書別表又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号別表又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。）を有していること。
- イ 過去 10 年間に於いて、次に掲げる建築工事を元請けとして施工した実績（工事が完成し、引渡し済みのものに限る。）を有すること。
 - (ア) 北海道内で公共住宅または民間住宅の新築工事の施工実績を有していること。
- ウ 本事業の施工に当たり、建設業許可（建築一式工事業）を有していること。

(4) 工事監理事業者

応募者のうち、設計事業者が工事監理業務を実施する。

工事監理事業者は、以下の事項を満たすこと。

- ・過去 10 年間に設計が完了した公共住宅または民間住宅の建築工事一式について工事監理を行った実績を有していること。

3 参加資格基準日

上記「2 応募者の参加資格要件」の確認基準日は、提案書の提出から基本協定締結時に至るまでの期間とする。基本協定締結時までの間に、代表事業者及び構成事業者が参加資格要件を欠くことになった場合、町は、当該受託事業者と基本協定を締結しないことがある。

第4 受託事業者の募集及び選定に関する事項

1 受託事業者の募集及び選定

町は、応募者を広く公募し、応募者が募集要項で規定する参加資格要件を満たし、かつ、提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、「公募型プロポーザル方式」によって受託事業者を選定する。

審査内容は、資格審査・提案内容審査・価格審査等、総合的な内容とする。

2 募集及び選定スケジュール

本事業の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりである。

内 容	日程（予定）
募集要項等の公表及び配布	令和7年11月14日(金)
募集要項等（参加資格）に関する質問受付期限	令和7年11月28日(金)
募集要項等（参加資格）に関する質問の回答期限	令和7年12月5日(金)
募集要項等（参加資格以外）に関する質問受付期限	令和7年11月28日(金)
募集要項等（参加資格以外）に関する質問の回答期限	令和7年12月5日(金)
参加表明書の受付期限	令和7年12月12日(金)
参加資格審査結果の通知	令和7年12月19日(金)
参加資格審査結果の異議申し立て受付期限	令和7年12月26日(金)
参加資格審査結果の異議申し立て回答期限	令和8年1月9日(金)
提案書受付期限	令和8年1月19日(月)
提案書のプレゼンテーション及び審査委員会ヒアリング	令和8年1月下旬
受託事業者の決定	令和8年1月下旬

3 応募手続き等

(1) 募集要項等に関する質問・意見受付

ア 受付期間

(ア) 参加資格に関するもの

令和7年11月14日(金)～令和7年11月28日(金)17時まで

(イ) 参加資格以外に関するもの

令和7年11月14日(金)～令和7年11月28日(金)17時まで

イ 提出方法

様式1「募集要項等に関する質問書」に記入し、上記の期間で「第9 4 問合せ先」に示す E-mail 宛に送付する。

送付する際の件名は、「募集要項等に関する質問〇〇」（〇〇は提出事業者名）

(2) 募集要項等に関する質問回答の公表

ア 公表日

(ア)参加資格に関するもの

令和7年12月5日(金) (予定)

(イ)参加資格以外に関するもの

令和7年12月5日(金) (予定)

イ 公表方法

提出されたすべての質問については、原則として、町ホームページを通じて公表する。

(3) 本事業の業務内容に係る資料の交付・閲覧

ア 募集要項等の公表時配布資料

町ホームページにて公表する。

(4) 募集要項等の変更

町は、募集要項等の内容の変更を行うことがある。なお、変更した場合は、速やかにその内容を町ホームページで公表する。

(5) 参加表明書の受付

ア 受付期間

令和7年12月12日(金)17時まで

イ 提出方法

様式集及び記載要領に規定する各種提出書類等を下記へ持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 提出場所

「第9 4 問合せ先」

(6) 参加資格審査結果の異議申し立て

ア 受付期間

令和7年12月26日(金)17時まで

イ 提出方法

参加資格審査結果の異議申し立てに係る書類（任意様式）下記へ持参又は郵送（配達証明付書留により提出すること。

ウ 提出場所

「第9 4 問合せ先」

エ 異議申し立てへの回答

令和8年1月9日(金)17時までに、書面で回答する。

(7) 提案書の受付

ア 受付期間

令和8年1月19日(月)17時まで

イ 提出方法

様式集及び記載要領に規定する各種提出書類等を下記へ持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 提出場所

「第9 4 問合せ先」

4 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他町が必要と認める時には、町は受託事業者の確認を得た上で、受託事業者の提出書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の客観的評価の公表以外に使用しない。なお、提案書は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

(4) 町からの提示書類の取扱い

町が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの公募事業について1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、提案書の提出期限までに、応募者を構成する事業者を変更せざるを得ない事情が生じた場合であって、町が認めたときは、様式 8「構成員変更届」の提出により変更する。

(7) 応募の辞退

参加表明書提出後、応募を辞退する場合は、様式 9「辞退届」を提出すること。

(8) 使用する言語及び通貨等

応募に際して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

5 提案価格の上限

本事業の提案価格の上限は、以下のとおりとする。応募者は、施設整備費について、以下の価格を上限として提案すること。

総 額	132,000,000 円 (税込)
内 訳	設計等委託業務費： 15,000,000 円 (税込) 建設工事請負費： 114,000,000 円 (税込) 工事監理委託業務費： 3,000,000 円 (税込)

第5 事業者選定に関する事項

1 受託事業者の選定

本事業の受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、白糠町子育て支援住宅整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を通じて、選定委員の意見を聴取する。

2 選定委員会の設置

町は、受託事業者の選定を厳正かつ適切に実施することを目的に、選定委員会を設置している。なお、選定委員会は非公開とする。

3 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により実施する。

(1) 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

(2) 提案審査

審査基準書に基づき、提案価格並びに事業計画、設計・施工等に関する事項を総合的に審査する。

なお、審査の過程において、提案内容についてのヒアリングを実施する。

4 受託事業者を選定しない場合

募集において、応募者がいない、又は、いずれの応募者も公的財政負担の縮減等が見込めない、若しくは一定水準以上の提案を行った事業者がいない等の理由により、本事業を実施することが妥当でないと判断された場合には、受託事業者を選定しないこともある。

5 審査結果及び評価の公表方法

審査結果及び評価は、町ホームページを通じて公表する。

第6 提案に関する条件

1 事業概要

第2 本事業に関する事項のとおりとする。

2 各業務の提案に関する条件

各業務の提案に関する条件は、要求水準書に示すとおりである。

3 保険

受託事業者は、建設工事保険に加入すること。

4 町と受託事業者の責任分担

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、受託事業者が担当する業務については、受託事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として受託事業者が負うものとする。ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うものとする。

その他詳細については、設計等委託業務契約書、建設工事請負契約書、工事監理委託業務契約書による。

第7 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 事業契約等の締結

町と受託事業者は、契約内容に関する協議が整った場合は、設計等委託業務契約、建設工事請負契約、工事監理委託業務契約を締結する。

ただし、建設工事請負契約については、仮契約締結後、町議会で可決されたときに本契約となるものとし、当該議案が町議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

(2) 特別目的会社の設立

特別目的会社の設立を提案する場合、受託事業者は、基本協定の締結後、本契約の締結までに設立するものとする。

2 契約の枠組み

(1) 対象者

協定・契約	対象
基本協定の締結	受託事業者
設計等委託業務契約の締結	受託事業者
建設工事請負仮契約の締結	受託事業者
建設工事請負契約の締結	受託事業者
工事監理委託業務契約の締結	受託事業者

(2) 締結時期（予定）

契約	締結予定
基本協定の締結	令和8年2月上旬
設計等委託業務契約の締結	令和8年2月上旬
建設工事請負仮契約の締結	令和8年3月下旬
建設工事請負契約の締結	令和8年4月下旬
工事監理委託業務契約の締結	令和8年4月下旬

3 契約保証金

受託事業者は、設計等委託業務契約、建設工事請負契約、工事監理委託業務契約の定めに基づき、契約保証金を納付するものとする。

4 受託事業者の事業契約上の地位

町の事前の承諾がある場合を除き、受託事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、又は、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第8 事業実施に関する事項

1 町による事業の実施状況の確認（モニタリング）

町は、受託事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(1) モニタリングの時期

ア 設計時

町は、受託事業者によって行われた設計が町の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

受託事業者は、町と十分な協議の上、業務を遂行すること。

イ 工事施工時

受託事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に町から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、町が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

ウ 工事施工完了時

受託事業者は、施工記録を用意して、現場で町の確認を受ける。

確認の結果、町の要求した性能を満たしていない場合には、町は補修又は改造を求めることができる。

(2) モニタリングの結果等

モニタリングの結果、設計等委託業務契約、建設工事請負契約、工事監理委託業務契約が、要求水準書で定められた要求水準を維持されていない場合は、改善勧告や契約解除等の対象となる。

なお、モニタリングに要する費用は、受託事業者側に発生する費用を除き、町の負担とする。

2 支払手続き

ア 受託事業者は、業務完了届を町に提出し、町のモニタリングを受ける。

イ 受託事業者は、モニタリング完了後、町に請求書を送付する。

ウ 町は受託事業者から請求書を受け取った後、設計等委託業務契約、建設工事請負契約、工事監理委託業務契約に定める日に支払いを行う。

第9 その他

1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と受託事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、釧路地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合、町は事業契約の定めに従い、対応する。詳細は、事業契約を参照すること。

3 法制上及び税制上の措置等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、新たな措置が適用可能となった場合は、町と受託事業者はその適用について協議の上、決定する。

(2) その他支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

ア 本事業実施に必要な許認可等に関し、町は必要に応じて協力を行う。

イ その他の支援が適用される可能性がある場合には、町と受託事業者とで協議を行う。

4 問合せ先

白糠町経済部建設課

〒088-0392 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

電話：01547-2-2171（代表）

FAX：01547-2-4659

E-mail：kenchiku@town.shiranuka.lg.jp